

2020年11月25日

各 位

九州植物検疫協会

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について
(国(地域)及び対象品目の追加)

当協会の運営に関して、格別のご支援・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

標記については、7月21日付け「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について(対象となる国・品目の追加)」において、当該感染症のまん延が収まるまでの間、植物防疫官の現地派遣を取り止め、この代替措置として、輸入検査時の抽出数量を増やす等の対応が実施されていることをお知らせしたところです。

このことに関して、今般、一般社団法人全国植物検疫協会から当協会あてに、当該措置の対象に下記の植物が追加された旨の連絡がありましたので、お知らせします。

また、現在、代替措置の対象となる植物等については、別添をご参照ください。

記

【新たに対象となる植物】

- ・オーストラリア産タスマニアの指定生産地で生産されるさくらんぼの生果実
- ・チリ産指定生産地で生産されるさくらんぼの生果実
- ・トルコ産グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実

(別添)

新型コロナウイルス感染症のまん延に係る代替措置を行う国（地域）、対象品目及びそれらの輸入検査時の抽出数量

(傍線部分は追加部分)

国（地域）	対象品目	輸入検査時の抽出数量
アメリカ合衆国	ネクタリン、せいようすももの生果実	現在の抽出数量の2倍
アルゼンチン	グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ、マーコットの生果実	現在の抽出数量の2倍
インド	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
オーストラリア	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
オランダ	おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす、ぶどうの生果実	現在の抽出数量の2倍
台湾	パパイヤ、マンゴウ、ポンカン、タンカン、リュウチーン種のスウィートオレンジ、ポメロ、れいし、ぶどう、ヒロセレウス・ウンダーツス、いんどなつめの生果実	現在の抽出数量の2倍
中華人民共和国	れいしの生果実	現在の抽出数量の2倍
パキスタン	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
フィリピン	マンゴウ及びパパイヤの生果実	現在の抽出数量の2倍
ベトナム	ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種、カツチュー種のマンゴウの生果実、ティエウ種のれいしの生果実	現在の抽出数量の2倍
アメリカ合衆国	さくらんぼの生果実、むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉、ばれいしょの生塊茎	現在の抽出数量の1.5倍
イスラエル	スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スويーティ、ポメロ、レモン、オアの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
オーストラリア	スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、	現在の抽出数量の1.5倍

	ミネオラ、グレープフルーツ、ぶどう、指定地域で生産されるカンキツ属、タスマニアの指定生産地で生産されるさくらんぼ、ハス種のアボカドの生果実	
カナダ	むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉、とうがらし、さくらんぼの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
コロンビア	イエローピタヤ、トミーアトキンス種のマンゴウ、ハス種のアボカドの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
チリ	<u>指定生産地で生産されるさくらんぼの生果実</u>	現在の抽出数量の1.5倍
トルコ	<u>グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実</u>	現在の抽出数量の1.5倍
南アフリカ共和国（スワジランドを含む。）	スウィートオレンジ、レモン（スワジランドは除く。）、グレープフルーツ、クレメンティンの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ニュージーランド	りんごの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ハワイ諸島	ソロ種パパイヤ、ケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ブラジル	ケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ペルー	ケント種のマンゴウ、ハス種のアボカド、うんしゅうみかんの生果実	現在の抽出数量の1.5倍